

川根本町介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 川根本町

事 業 名 : 川根本町訪問看護ステーション

策 定 日 : 令和 4 年 1 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用企業	事 業 開 始 年 月 日	平成30年4月1日
事 業 の 内 容	訪問看護	指 定 管 理 者 制 度 導 入 状 況	直営
職 員 数	3 人		
うち 常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	人
看護職員数	3 人	事務職員	人
介護職員数	人	その他職員	人
介護支援専門員数	人		

②施設

施 設 数	1	定 員	— 人
延 床 面 積	3,027 (川根本町役場本庁舎) m ²	居 室 床 面 積	— m ²
サ ー ビ ス 日 数	256 (令和2年度) 日	年 延 利 用 者 数	1,775 (令和2年度) 人

(2) 現在の経営状況

特別会計で財政運営しているが、現在のところ営業収益のみでの運営は出来ず、一般会計からの繰入を行っている。
平成30年度より開始した事業であり、開始当初は一般会計からの繰入金に大きく依存する状況であったが、利用者の増により、営業収益が増加し、令和2年度においては繰入金は減少している。
歳入の大部分が介護給付費収入で、歳出の大部分が職員人件費となっている。
施設は川根本町役場本庁舎内に事務室があり、訪問のための車両は5年契約のリース車両2台を使用している。

(直近3か年の収支状況)

単位:千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総収入	14,541	18,003	18,022
介護サービス収益	8,114	9,645	12,554
料金収入	8,114	9,645	12,554
その他	0	0	0
介護サービス外収益	6,427	8,358	5,468
国庫補助金	0	0	666
都道府県補助金	1,784	158	0
他会計繰入金	4,643	8,200	4,800
その他	0	0	2
総費用	14,414	17,941	18,098
介護サービス費用	14,414	17,941	18,098
職員給与費	11,836	16,343	15,891
材料費	191	73	58
その他	2,387	1,525	2,149
介護サービス外費用	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他	0	0	0
収支差引	127	62	△ 76
前年度からの繰越金	0	127	189
実質収支	127	189	113

(3) これまでの主な経営健全化の取組

一般会計に準じて、需用費など物件費等の削減を行っている。
歳出の大部分が職員人件費となっているが、人事評価制度を取り入れており、業務の効率化に努めている。

2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

訪問看護は、住み慣れた川根本町での療養生活を実現するための支援を目標とし、介護予防から医療依存度の高い方の支援、介護者の支援を行うサービスである。

要介護・要支援認定申請により、要介護・要支援と認定された方は介護保険で利用が可能で、要介護・要支援認定者以外でも、病気やけが等により、主治医が必要であると認めた場合、居宅で継続して療養される方は医療保険で利用が可能となっている。

看護師による在宅への訪問により、病状や健康状態の管理と看護や、医療処理・治療上の看護、ターミナルケアなどを行っている。

(2) 高齢者人口等の予測

当町は以前から人口減少及び少子高齢化が進んでいる町で、令和5年度には総人口は6千人を下回る見込みとなっている。総人口と同様に高齢者人口も減少傾向にあるが、総人口に占める割合は徐々に上昇し、令和4年度には50%を超えることが予測されている。
総人口及び高齢者人口が減少傾向にあるものの、これまでは、要介護・要支援認定者は増加傾向であったが、今後は徐々に減少することが推測されている。

(被保険者数の推移)

		実績			推計				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	人	6,925	6,698	6,547	6,356	6,172	5,992	5,630	3,396
第1号被保険者	人	3,331	3,257	3,212	3,172	3,119	3,054	2,931	1,969
	%	48.1%	48.6%	49.1%	49.9%	50.5%	51.0%	52.1%	58.0%
第2号被保険者	人	2,009	1,941	1,890	1,796	1,713	1,648	1,531	858
	%	29.0%	29.0%	28.9%	28.3%	27.8%	27.5%	27.2%	25.3%

(要支援・要介護認定者数の推移)

		実績			推計				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認定者計	人	615	599	616	612	601	592	579	406
要支援1	人	45	50	66	75	72	71	69	49
要支援2	人	49	46	32	34	34	33	34	26
要介護1	人	125	121	132	107	105	101	96	68
要介護2	人	119	117	119	110	108	108	105	73
要介護3	人	109	112	113	131	130	127	126	86
要介護4	人	88	89	92	95	93	93	93	63
要介護5	人	80	64	62	60	59	59	56	41

実績：介護保険事業状況報告、推計：見える化システム

(3) 介護需要の予測

川根本町訪問看護ステーションとして、平成30年度に開始した事業であり、開始当初は利用者数は少ない状況であったが、徐々に増加し、現在は月延べ約150件の利用がある。将来は、人口減少による利用者の減も見込まれるが、ここ数年は、現在の利用者とはほぼ近い数値で推移すると予測される。

(サービス利用回数の推移)

		実績			推計		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険	回／年	876	1,219	1,574	1,600	1,600	1,600
医療保険	回／年	202	125	201	200	200	200
合計	回／年	1,078	1,344	1,775	1,800	1,800	1,800

(4) 施設の見通し

今後も、川根本町役場本庁舎の高齢者福祉課内に事務所を設置し、利用者の需要に対応するサービスを提供する。

(5) 組織の見直し

現在の体制を維持しつつ、民間事業者への参入を打診し、将来的には民間事業としていきたい。

3. 経営の基本方針

現状では、訪問看護サービス提供による収益のみでの運営が困難なため、一般会計からの繰入金が必要であるが、関係機関との連携を図り、訪問看護を必要とする人を把握してサービスを提供し、公営企業としての自主財源の確保に努める。
なお、本事業は民間の訪問看護事業所の撤退により、緊急的な対応として公営で行っている事業である。将来的には民間事業者による事業実施としたい意向であるが、山間地の過疎地域であることから、町内の民間事業者による実施や新たに参入する民間事業所も容易にみつからない状況であるため、その民営化の具体的な期限の設定が示せないのが現状である。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画策定に当たっての数値目標

令和2年度までの実績を踏まえ、令和3年度は年間の営業収益を12,000千円と推計したが、これからも一般会計からの繰入金が必要となる見込みである。そのため、今後も事業の効率化に努め、営業収益の増加をし、一般会計からの繰入金の減額を目標としている。

② 収支計画のうち投資についての説明

施設は川根本町役場本庁舎内に事務室があり、訪問のため使用する2台の車両はリース物件のため、投資的経費は見込んでいない。

③ 収支計画のうち財源についての説明

営業収益の他の主な収入は、一般会計繰入金である。その他の収入として歳計現金預金利子や雑入として毎年100千円計上している。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支出の大部分は職員人件費である。
その他は、訪問介護時に必要な材料の購入費、使用車両及びパソコンの借上料、電話等の通信運搬費を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	直営の地域包括支援センターと連携のうえ、地域包括ケアシステムを推進する。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	将来的には民間事業者による事業実施としたい意向であるが、その具体的な期限の設定が示せないのため、当面は現状のまま運営予定である。
新技術の導入に関する事項	現在のところ予定なし。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	将来的には民間事業者による事業実施としたい。
その他	なし。

② 財源についての検討状況等

介護保険適用外の料金の見直しに関する事項	法令に従い対応する。
利用状況に関する事項	直営の地域包括支援センター及び地域の医療機関などと連携を図り、訪問看護を必要としている方々を把握し、サービスの利用につなげていく。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	訪問看護サービス提供による収益により事業を運営するが、経費が不足する場合は、一般会計からの繰入を行う。
資産の有効活用に関する事項	活用可能な資産なし。
その他	なし。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	将来的には民間事業者による事業実施としたい。
職員給与費の適正化に関する事項	一般会計に準じ対応する。
組織体制の効率化に関する事項	利用者が減少した場合は、職員体制の見直しを検討する。
その他	なし。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を実施する。また、3年から5年の範囲で、事業内容の検証や評価、改定を実施する。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	62	△ 76	△ 113									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	127	189	113									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	189	113										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	189	113										
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	9,645	12,554	12,000	12,000	12,500	12,500	12,600	12,600	12,600	12,600	12,700	12,700
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収益的収支分	8,200	4,800	6,900	6,900	6,400	6,300	6,200	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	8,200	4,800	6,900	6,900	6,400	6,300	6,200	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	8,200	4,800	6,900	6,900	6,400	6,300	6,200	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000